

意見書第2号

消費税増税をしないことを求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

平成24年3月28日

草津市議会議長

清水 正樹 様

提出者  
草津市議会議員

久保 秋雄

藤井 三恵子

篠原 朋子

## 意見書第2号

### 消費税増税をしないことを求める意見書（案）

野田政権は2010年代半ばまでに消費税を段階的に引き上げ、10%にする消費税増税法案を2012年の通常国会に提出しようとしている。

「社会保障・税の一体改革」は社会保障のためと言いながら医療費の窓口負担の引き上げ、年金の削減など、社会保障の切り下げと増税を一体としてすすめるものとなっている。

いま消費税が増税されれば、国民の消費はさらに落ち込み、被災地域をはじめ全国の地域経済は大打撃を受け、1997年に消費税を増税した時の経験から国全体としても税収が減少することが予想される。

消費税はそもそも所得の低い人ほど負担が重く、逆進性を持った税金であり、いまでも苦難を強いられている被災された方々にも容赦なくのしかかり、家や工場などを失った被災者の生活再建に大きな負担を強いることになる。弱いものにしわ寄せする消費税は社会保障財源としてはもっとも相応しくない。

国民の暮らしや家計、地域経済を守るため、以下のことを強く求める。

### 記

1. 社会保障の全体像の国民への丁寧な説明や、経済状況が好転しないなかでの消費税増税はしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月28日

滋賀県草津市議会議長 清水 正樹

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
社会保障・税一体改革担当大臣  
衆議院議長  
参議院議長

あて